

農地法第3条の規定による許可申請時に必要なもの

1 所有権移転する時

①所有権移転しようとする土地全ての全部事項証明書（法務局から入手）

②譲渡人の印鑑証明書、実印（印鑑証明書の印鑑）

③譲受人の印鑑証明書、実印（印鑑証明書の印鑑）

※譲受人が市外在住者の場合

耕作証明書（経営規模確認のため）

住民票

2 貸借する時

①貸し人の印鑑

※貸し人が市外在住者の場合

住民票

※貸し人が死亡し、相続未登記の場合

同意書（法定相続人全員）

②借り人の印鑑

※借り人が市外在住者の場合

耕作証明書（経営規模確認のため）

住民票

③契約書（農業委員会事務局でも作成できます）